



性能向上計画認定に係る技術的審査

申請要領 (申請提出図書一覧)

注意

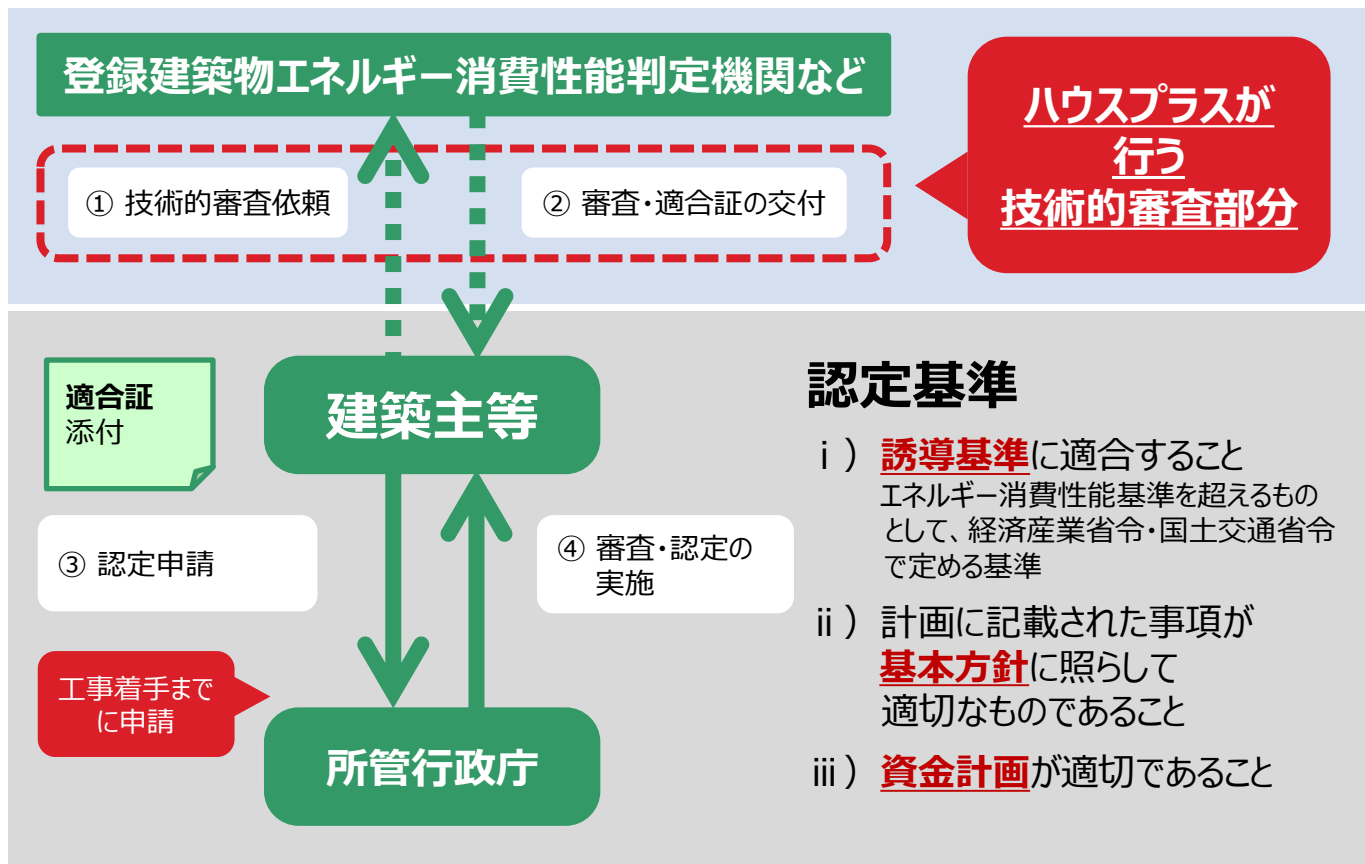
性能向上計画認定の制度は
建築物省エネ法に基づく制度であるため
令和4年基準省令による
省エネ計算のものに限ります

(令和4年10月1日以降、所管行政庁に認定申請する場合)

ハウスプラス住宅保証株式会社

性能向上計画認定の全体の手続きフロー、認定基準

性能向上計画認定の全体の手続きフローと認定基準を以下に示しています。
 (制度上、所管行政庁への直接申請も可能です。ただし、その場合の詳しい取扱いは、直接、所管行政庁にご確認ください。)
 ハウスプラスは、全体の手続きフローにおける認定申請前の技術的審査を行います。
 技術的審査として、認定基準(所管行政庁によって技術的審査の活用範囲が異なります。)に適合している場合は、適合証を交付いたします。
 建築主等は、工事着手までに所管行政庁へ適合証を添付し性能向上計画認定申請を行う必要があります。



性能向上計画認定 (建築物省エネ法第35条)		一次エネ基準 ※1、※2、※3	外皮基準
新築	建築物全体 住宅部分	BEI = <u>0.8以下</u>	ZEH水準
既存 ※4	建築物全体 住宅部分	BEI = <u>1.0未満</u>	省エネ基準
増改築 ※4	増改築等を行 う部分	BEI = <u>0.8以下</u>	ZEH水準

※1 一次エネ基準については、BEI = 「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネを除く）」 ÷ 「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネを除く）」が表中の値以下になること。

※2

申請の対象とする範囲	建築物全体 (一戸建ての住宅)	建築物全体 (共同住宅等)	住宅部分 (複合建築物)
一次エネルギー消費量を 適合させる範囲	建築物全体	全住戸 + 共用部の合計	全住戸の合計

※3 再エネを除いた省エネ性能による。

※4 改正省令（2022年）の施行の日において現に存する建築物が対象。

技術的審査の活用範囲の確認方法（かならず確認ください）

技術的審査の活用範囲については、所管行政庁により異なります。
 一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下、「評価協会」という。）の「所管行政庁の検索」ページで、必ずご確認の上、適正な活用範囲でお申込みをお願いいたします。

一般社団法人住宅性能評価・表示協会
<http://www.hyokakyoukai.or.jp/>



1
 評価協会の性能向上計画認定における
 “所管行政庁の検索”をクリック

2
 建設地の
 都道府県、市区町村で検索を行う

3
 検索下部に活用範囲を示した情報が
 表示されますので、ご確認ください。

注意 **4**
 ただし、「ii）基本方針」については、
 範囲活用の有無について表示されていま
 せんので、所管行政庁の問い合わせ先に
 必ずご確認をお願いいたします。

「性能向上計画・認定表示に係わるの認定申請をされる皆様へ」

性能向上計画認定・認定表示を行う所管行政庁の検索

建設地の指定

都道府県: 都道府県: **2**

市区町村:

[所管行政庁一覧はこちら>>](#)



※1 一戸建ての住宅 ※2 共同住宅等 ※3 非住宅建築物 ※4 複合建築物 ※5 住宅部分 ※6 非住宅部分

区分		一般特定行政庁						
行政区名 (性能向上計画・認定関連HP)		横浜市 建築局建築企画課 045-671-4526 kc-casbee@city.yokohama.jp 性能向上計画・認定表示関連HPへ						
対象建築物		全ての建築物						
申請の対象	認定対象	建築物全体						
		※1	※2	※3	※4	※5	※6	
性能向上計画認定 法第35条	第1項 第1号の基準	外皮性能	●	●	●	●	●	●
	第1項 第1号の基準以外	一次エネルギー消費量	●	●	●	●	●	●
認定表示制度 法第41条	第1項 第3号の基準	資金計画	●	●	●	●	●	●
		外皮性能	●	●	●	●	●	●
		一次エネルギー消費量	●	●	●	●	●	●

登録住宅性能評価機関・登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査の活用範囲

[技術的審査\(住宅\)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら ▶](#)

[技術的審査\(非住宅\)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら ▶](#)

ポータル申請方法・審査フローについて

※ 店舗等併用住宅の住戸については、申請上、一戸建ての住宅ではありません。

☑ ポータル申請は、以下のフローにより評価が行われます。

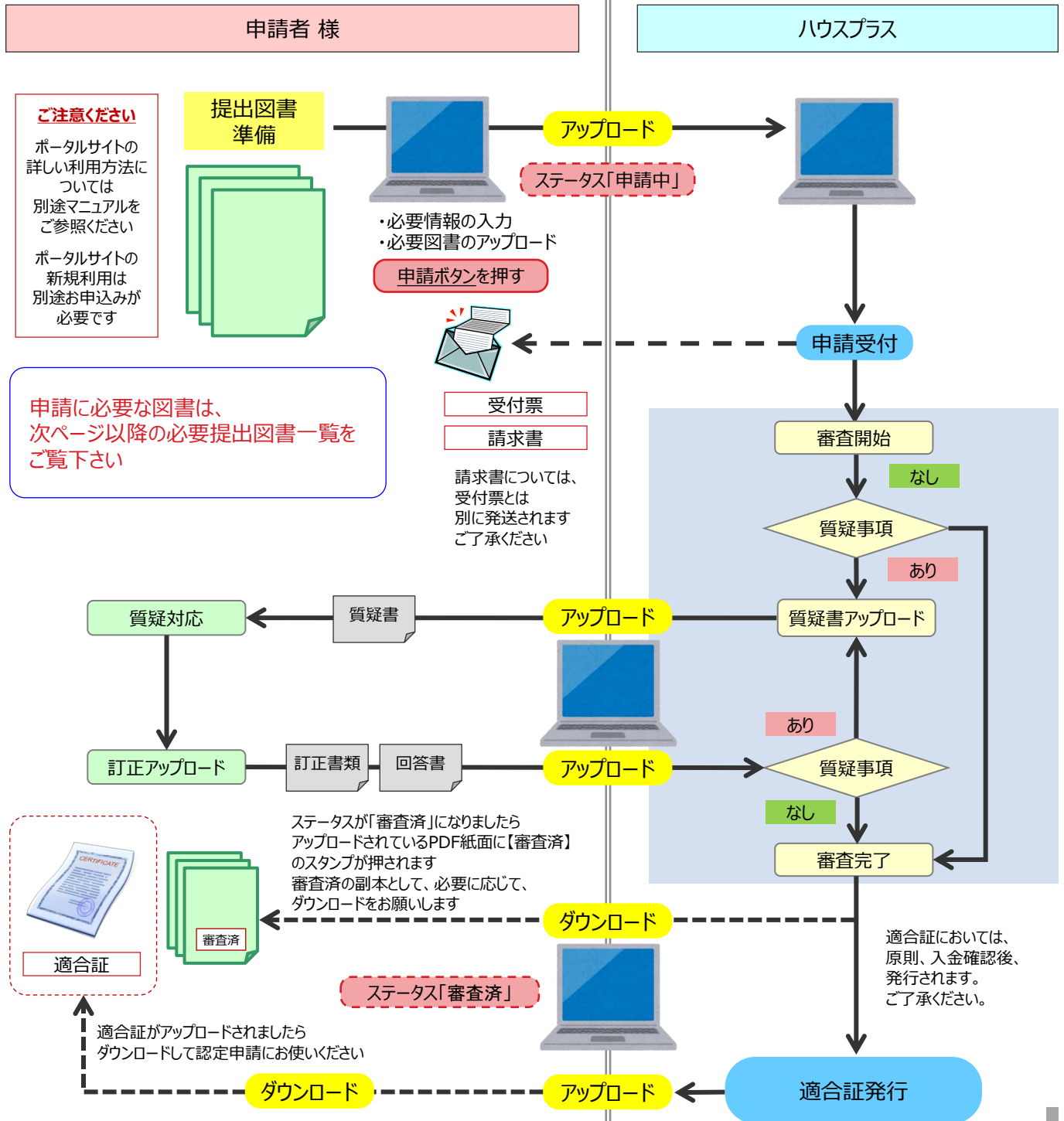
☑ **適合証はPDFデータでポータルサイトにアップロードします。(※1)**

(※1) 紙の適合証交付を希望される場合は別途お申し出ください。

申請受付～適合証発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間



紙申請方法・審査フローについて

※ 店舗等併用住宅の住戸については、申請上、一戸建ての住宅ではありません。

☑ 紙申請は、以下のフローにより評価が行われます。

申請受付～適合証発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間

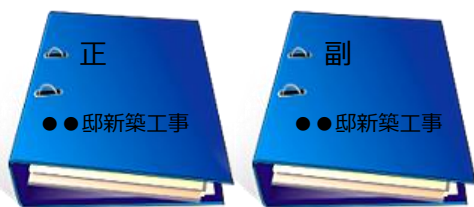
申請者様

ハウスプラス

申請図書準備

郵送

図書受領



図書はファイルに綴じ、
正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には「建築物
の名称」と
「正本・副本の別」をご記入ください。

申請に必要な図書は、
次ページ以降の申請提出図書一覧を
ご覧下さい



郵送

申請受付

受付票

請求書

請求書については、
受付票とは
別に発送されます
ご了承ください

《申請図書送付先》

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
ニューピア竹芝ノースタワー18階
ハウスプラス住宅保証株式会社
「性能向上計画認定に係る技術的審査」宛て
TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

審査開始

なし

質疑事項

あり

質疑書送付

あり

質疑事項

なし

審査完了

場合によってはメールにて
送付される場合があります

FAX

質疑対応

質疑書

訂正送付

訂正書類

回答書

郵送

正副2部
郵送で送付ください



適合証



郵送

適合証発行

適合証と
申請提出図書副本
を送付いたします

適合証においては、
入金確認後、発送されます。
ご了承ください。

必要な評価用提出図書

技術的審査用提出図書（通常評価の場合の必須図書）

性能向上計画認定に係る技術的審査に必要な申請提出図書は、下表に定める「**必須**」図書となります。
 また、申請の対象とする範囲で添付する必要がある図書として別表1、別表2及び別表3に挙げられる図書が必要となります。
これらの別表の図書の種類に掲げる図書に記載すべき事項を、全て他の図書に明示した場合や、評価手法などに応じ添付することが不要と判断される図書は、申請に添付する必要はありません。

性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書を除き、正副2部の提出が必要となります。

必須

図書の種類	記載する内容及び注意点
性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書	一つの申請において、依頼者が複数の場合は、（別紙）によりご申告ください ※ 委任状については、依頼書の代理者欄に記載がある場合、提出は不要です。適宜ご利用ください。
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	第一面・第三面・第六面：必須 第五面： <u>戸建は不要</u>
設計内容説明書	躯体の外皮性能等、一次エネルギー消費量、基本方針、資金計画の概要
申請添付図書	別表1、別表2、別表3に掲げる図書
外皮性能計算書	UA値、ηAC値、ηAH値の計算書 ※ 入力根拠内容計算書を含む
一次エネルギー消費量計算結果（住宅） 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 [H28年4月以降]	住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムによる計算結果 ※ 入力根拠内容計算書を含む
その他必要な書類	その他技術的審査に必要な書類

技術的審査依頼書 申請の対象とする範囲 で添付する必要がある図書が変わります

ハウスプラス住宅保証では、**非住宅の審査をお引き受けできません。**
非住宅を含む複合建築物の場合は、住宅部分（住戸の合計）でのお引き受けが可能です。

申請の対象とする範囲	別表1	別表2	別表3	備考
建築物全体（一戸建ての住宅）	◎	◎	—	適合証：1枚
建築物全体（共同住宅等）※1	◎	◎	◎ 共用部	適合証：1枚
非住宅のみ	×	×	×	ハウスプラス住宅保証ではお引き受けできません
複合建築物の住宅部分	◎	◎	—	適合証：1枚

※1 建築物全体（共同住宅等）に係るお申込みの場合は、全住戸の外皮性能計算書、一次エネルギー消費量計算結果（住宅）並びに、別表1・別表2が必要となります。

別表1

建築物の構造等に関する書類

図書の種類	記載する内容及び注意点
付近見取り図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物の別 ・空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種別及び寸法 ・エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
各階平面図	・縮尺及び方位 ・間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ ・壁の位置及び種類 ・開口部の位置及び構造 ・エネルギー消費性能向上設備を行う設備の位置
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	・用途別の床面積
立面図	・縮尺 ・外壁及び屋根の構造 ・エネルギー消費性能向上設備の位置
断面図又は矩計図	・縮尺 ・建築物の高さ ・外壁及び屋根の構造 ・軒の高さ並びに軒及びひさしの出 ・小屋裏の構造 ・各階の天井の高さ及び構造 ・床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	・縮尺 ・外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	・建築物のエネルギー消費性能に係るその他の計算を要する場合における当該計算の内容 （・共同住宅の住棟の申込みの場合：算定入力シート（建築物用）等）

別表2

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（住宅）

図書の種類	記載すべき事項	
機器表	空気調和設備	・空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	・照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	・給湯器の種別、仕様、数及び制御方法 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様、数及び制御方法 ・節湯器具の種別、位置及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外のエネルギーの消費性能の向上に資する設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法（太陽光発電、コジェネレーション設備など）

技術的審査用提出図書（別表3）

別表3

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（共同住宅の共用部）

図書の種類	記載すべき事項	
機器表	空気調和設備	・熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種類、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	・給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
	照明設備	・照明設備の種類、仕様及び数
	給湯設備	・給湯器の種類、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 ・節湯器具の種類及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
仕様書	昇降機	・昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	・空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	・給湯設備の位置及び連結先
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備
空気調和設備以外の機械換気設備		・縮尺 ・給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置
照明設備		・縮尺 ・照明設備の位置
給湯設備		・縮尺 ・給湯設備の位置 ・配管に講じた保温のための措置 ・節湯器具の位置
昇降機		・縮尺 ・位置
上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		・縮尺 ・位置
制御図		空気調和設備
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	・照明設備の制御方法
	給湯設備	・給湯設備の制御方法
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・建築設備の制御方法

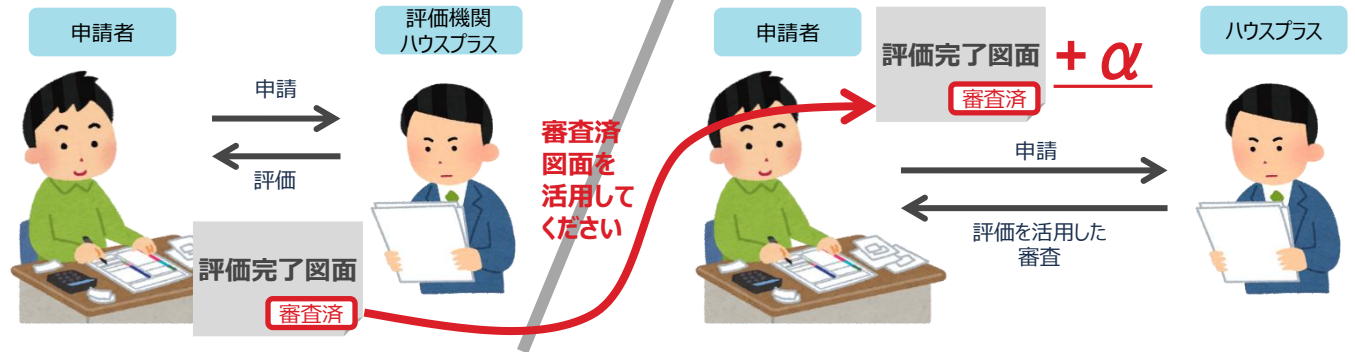
性能向上計画認定に係る技術的審査に必要な申請提出図書は、ハウスプラスへお申込みいただいているサービスが他にあり、以下の表に該当するサービスおよび条件に該当する場合、評価の活用にてお申込みが可能です。

評価の活用を行う場合は、必ず、“性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書”により、ご申告をお願いいたします。

また、原則、“評価の活用”については、活用するサービス元が評価完了となり、ハウスプラスによる審査済印が押された各種技術的審査用提出図書を改めて提出していただく必要があります。ご了承ください。

評価の活用を行う場合、評価活用が可能なサービスと条件を下記に示します。

他のサービスの評価



他のサービスの種類	評価活用できることの可否 ※	
	外皮基準の活用	外皮基準 + 一次エネの活用
住宅性能評価 (5-1 等級5を取得)	○	令和4年改正基準省令で外皮性能計算し、誘導基準に適合するもの
住宅性能評価 (5-1 等級5 & 5-2 等級6の取得)	—	(外皮基準のみの活用は、上記による)
長期使用構造等確認 [新築]	○	令和4年10月1日以降に長期使用構造等確認申請をしたもの
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査	—	該当しない
建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 評価業務	—	該当しない
		令和4年改正基準省令で外皮性能計算・一次エネ計算したもの、誘導基準に適合するもの (誘導仕様基準に適合する場合も可)
		令和4年改正基準省令で外皮性能計算・一次エネ計算し、★★★★★ (星5) 以上に該当し、外皮性能が誘導基準に適合するもの

※共同住宅等の場合は、別途ご相談ください。

他サービスの評価活用を行う場合の技術的審査用提出図書②

他のサービスの評価活用を行う場合の技術的審査用提出図書は以下の通りとさせていただきます。
 原則、通常評価における提出図書と変わりません、活用元の審査済印が押されているものを必ず提出していただくことになります。

必須

図書の種類	他のサービスの評価を活用する基準	
	外皮基準	外皮基準 + 一次エネ
性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書	必須	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書	必須	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	必須	
設計内容説明書	必須 性能向上計画認定における設計内容説明書 (評価活用元の設計内容説明書は添付不要です)	
申請添付図書 評価活用元の申請添付図書一式 (審査済印あり) + 別表1、別表2、別表3に掲げる図書の不足分	必須 評価活用元の申請添付図書 <u>(審査済印あり)</u> + 一次エネルギー消費量審査に必要な図面・カタログ等 ⇒ 設備の位置や種別、仕様数、制御方法など	必須 評価活用元の申請添付図書 <u>(審査済印あり)</u>
外皮性能計算書	必須 外皮性能計算書の結果部分 <u>(審査済印あり)</u> ※ 建築物エネルギー消費性能誘導基準[R4年10月以降] に適合するものに限る	
一次エネルギー消費量計算結果 (住宅) 建築物エネルギー消費性能誘導基準[R4年10月以降] 平成28年省エネルギー基準に準拠したプログラムから計算されたものに限る	必須	必須 + 評価活用元の一次エネ消費量計算書一式 <u>(審査済印あり)</u>
その他必要な書類	適宜	適宜

※ご注意ください
 審査上、評価活用元の申請添付図書に追記を行う場合、かならず審査済印を受けた最終図面データに追記・修正した図面を添付してください。
 この場合、必ず、追記・修正箇所の部分がわかるようにしてください。
 わかるように表現されている以外の審査済図書との不整合部分は原則、審査対象外とさせていただきます。

原則、図書省略とせず、他のサービスで評価を受けた図面 (審査済印が押されたものに限る) を添付していただきます。

技術的審査用提出図書 (参考資料)

ご確認ください

**ご留意いただきたい部分を補足しています
お手数ですが申請前に
必ずご確認をお願いいたします**

ハウスプラスに性能向上計画認定に係る技術的審査をお申込みする際に、「サービス申込書」は必須としております。申請書には、実質のご担当者の連絡先を記載する部分がありませんので、こちらで申込みのご担当の方や技術的審査に係る技術的な質疑を送付させていただく方、ならびに請求書の送付先や宛名を記載していただいています。

必須

**性能向上計画認定
認定表示**

性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査
サービス申込書

申込日(西暦) 20 年 月 日

申請の種類	性能向上計画認定	<input type="checkbox"/> 技術的審査(新築)	<input type="checkbox"/> 技術的審査(省エネ改修)
	認定表示	<input type="checkbox"/> 変更技術的審査	<input type="checkbox"/> 再発行
		<input type="checkbox"/> 技術的審査(既存)	
		<input type="checkbox"/> 変更技術的審査	<input type="checkbox"/> 再発行
名称		受付番号(変更または追加発行の場合):	
建築物の概要			
所在地			
延床面積		㎡	階数
構造		<input type="checkbox"/> 木造軸組	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
		<input type="checkbox"/> 木造枠組	<input type="checkbox"/> 鉄骨造
建築物の用途		申請の対象とする範囲	
申請対象範囲 ※認定表示は建築物全体のみ	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅		<input type="checkbox"/> 建築物全体
	<input type="checkbox"/> 共同住宅等 (<input type="checkbox"/> 長屋タイプ)		<input type="checkbox"/> 建築物全体 (建築物全体 戸 評価申請対象住戸 戸)
	<input type="checkbox"/> 複合建築物		<input type="checkbox"/> 住宅部分
他の評価活用			
ハウスプラスの他サービスの評価を活用する		<input type="checkbox"/> 外皮基準のみ活用	<input type="checkbox"/> 外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用
活用サービス名 ()			

性能向上計画認定におけるお申込みのサービスを選択してください
現時点では、既存建築物の技術的審査(省エネ改修)は選択できるようになっていますが、準備中となります

ハウスプラス住宅保証でお引き受けできるのは、住宅部分のみとなり、非住宅の技術的審査は、お引き受けできません

※
店舗併用住宅(複合建築物)の場合は、住宅部分として申請が可能です。

● 申込担当者・質疑送付先の記入をお願いします

申込担当者		当社業務約款に基づく【引受承諾書】を送付いたします	
会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	
住所 〒		TEL	
		FAX	
		E-mail	
質疑送付先	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ	<input type="checkbox"/> 申請図書(設計内覧承諾書等)の内容について、直接ご担当となる方をご記入ください こちらの記入をされている方に審査に関する質疑を送付いたします	
会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	
住所 〒		TEL	
		FAX	
		E-mail	
適合証等の送付先	内容確認後に申請書が準備しますので下記欄にお送りください		
	<input type="checkbox"/> 申込担当者	<input type="checkbox"/> 質疑送付先	<input type="checkbox"/> その他 ※送付先を別紙等に記載してください
請求書の送付先	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 2社以上のため別紙参照		
※ 申込担当者と異なる場合は明記	会社名	フリガナ	
	所属・役職	氏名	
	住所 〒	TEL	
		FAX	
		E-mail	
請求書の宛名	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 2社以上のため別紙参照		
※ 請求書送付先と異なる場合は明記	会社名	フリガナ	
	所属・役職	氏名	
ハウスプラス認定サポートセンター ※ご利用の場合のみ記入(一戸建ての住宅)			

ハウスプラスに性能向上計画認定に係る技術的審査をお申込みする際に、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書」は、必須としております。

押印書類となっております。正本には原本を、副本には原本のコピーを添付してください。

必須

別記様式1号

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に定める性能向上計画認定に係る認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- 法第35条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
 - 一次エネルギー消費量に関する事項
- 法第35条第1項第2号関係(基本方針)
- 法第35条第1項第3号関係(資金計画)
- 法第35条第1項第4号関係(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)

【建築物の位置】

【建築物の名称】

【建築物の用途】

【建築物の工事種別】

- 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
- 新築 増築 改築 修繕又は模様替
- 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
- 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	
(注意)	

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

依頼日の
記入漏れに注意ください

(必須)

本申請要領の2ページ
技術的審査の活用範囲の確認方法
により必ず確認の上、お申込み下さい。

一戸建ての住宅の場合は、
「建築物全体」を選択してください。

認定申請予定日
(所管行政庁への申請)は、
少なくとも技術的審査の依頼日より
以降の日付とし、技術的審査の審査
期間を見込んだ日としてください。

依頼者が複数となる場合は、別紙を用いてお申込みください。
複数ではない場合は、添付不要となります。



(別紙)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書(依頼者複数の場合)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称